

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

暮らし

水道メーターボックス内の維持管理を

水道の使用量を確認する検針を正確かつ効率的に行うために、次のことに注意して水道メーターを管理してください。

①メーターボックスの中をきれいに

防寒対策のための毛布や発泡スチロールを入れたままにすると、虫などが発生することがあります。季節ごとに適切な管理をお願いします。

②漏水に注意

宅地内の給水装置は水道使用者の管理となっております。メーターボックス周辺の地面が濡れていたり、水を使用していないのにメーターが回っていたりする場合は、漏水の可能性がありま



水を使っていないのに、ここが回っていたら要注意

※市指定の水道工事店については、市公式サイトをご覧ください、お問い合わせください。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

4月から小学校に入学するお子さんに、(子)医療証を送付します

現在「乳幼児医療費助成制度(乳)」の医療証を持っていて、4月から小学校に入学予定のお子さん(平成25年4月2日～26年4月1日生まれ)は、3月31日(乳)医療証の有効期間が終了します。4月1日からは「義務教育就学児医療費助成制度(子)」の対象となりますので、3月下旬に(子)医療証を郵送します。

この制度は、義務教育就学児の医療費の自己負担分(3割)のうち、通院1回につき200円(上限額)を除いた金額を助成するものです。

※お子さんの健康保険証が変更された場合は、必ず届け出てください。

■小学校入学前(乳)医療証を持っていないお子さん、小・中学校に通っていて(子)医療証を持っていないお子さんは、申請してください

申請に必要なもの

- (1) 対象児童の健康保険証
(2) 印鑑(朱肉を必要とするもの)
(3) 所得または課税(非課税)証明書、地方税情報取得するための「同意書」

引越しの時は、住所異動の届け出を忘れずに

住所が変わったときは届け出が必要

▼ほかの市町村などへ引越すとき
あらかじめ転出の届け出をしてください(事前に届け出ができない場合は転出後14日以内)。届け出の時にお渡しする転出証明書を持って、新住所地で転入の届け出をしてください(海外へ転出する場合には、転出証明書を発行しません)。

3月1日(日)から利用中止
スイミングセンター温水プール

温水プールの天井材が一部剥がれ落ちる事故がありました。全体を点検し補強していますが、安全確保と改修工事のため、3月1日(日)からプールの利用を中止させていただきます。中止期間など詳しくは、決定次第広報はむらなどお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、トレーニングルームとスポーツサウナ、会議室は、通常どおり利用できます。

問合せ スポーツセンター ☎555-10033

▼羽村市に引越してきたとき(新住所)
地での届け出

住み始めてから14日以内に転入の届け出をしてください。その時は転出地で交付された転出証明書を持参してください。

海外から転入する場合は、パスポート、戸籍謄本および戸籍の附票(外国人の方は在留カードなど)が必要です。

▼羽村市内で転居したとき
新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。

届け出に必要なもの

運転免許証などの本人確認書類、本人以外が届け出する場合は委任状 ※マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書を保持している方は、住所変更を行いますので持参してください。

1)注意ください

3～5月は、住所変更の届け出などで市民課の窓口が混み合います。住所変更の届け出と同日に住民票の写しの請求や、印鑑登録の手続きなどを行う場合は、待ち時間が長くなります(混雑時には同日に対応できない場合があります)。このほかにも国民健康保険、児童手当、小・中学校などに関する手続きが必要な場合は、さらに時間に余裕をもってお越しください。

※平成31年1月1日に羽村市に住所があった方は不要です。平成31年1月1日に羽村市に住所がなかった方は、平成31年1月1日現在の住所地の市区町村が発行した最新の所得証明書または課税(非課税)証明書が必要

※マイナンバー制度の情報連携による地方税情報の取得確認に同意いただければ、所得または課税(非課税)証明書の提出が省略できます。

(4)申請者および配偶者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)

(5)申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

問合せ 子育て支援課支援係 ☎237

リサちゃんといくるちゃんのこれ知ってる? 《新しい資源収集カレンダーはいつ配られるの?》 4月からの資源収集カレンダーは3月15日号の広報はむらと一緒に配ります!

4月1日から、平日夜間急患センターの診療時間に変更になります
夜間に急な発熱などの症状が出た場合に診療が受けられる平日夜間急患センター。現在の診療時間は午後7時～10時30分ですが、4月1日(水)からは次の通り変更になります。
なお、受診する時は必ず保険証を持参してください。
診療時間 月～土曜日(祝日を除く)の午後7時～10時(受付時間は午後9時45分まで)
診療科目 内科・小児科(症状などによって、他医療機関へ紹介する場合があります)

※右記の時間以外は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」へお問い合わせください。 ☎03-5272-10303(24時間対応)
問合せ 保健センター ☎623

証明書のコンビニ交付を一時停止

システムメンテナンスのため、コンビニ交付を一時停止します。ご理解とご協力をお願いします。

停止する日時 3月10日(火)午前6時30分～午後11時(終日停止)

停止するサービス 住民票、印鑑登録証明、課税(非課税)証明書、戸籍

運転者交通安全講習会

日時 3月11日(水)午後7時～8時(受付は午後6時30分)

会場 ゆとりぎ大ホール
※駐車場に限りがあります。なるべく徒歩や自転車などでお越しください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係 ☎216

3月のテレビはむら
ブラはむら(仮) 総集編
テレビはむらのレポーターが市内をブラブラお散歩し羽村の魅力を紹介していくブラはむら(仮)。今回は令和元年度の総集編! いろいろなお店や初のゲストなど見どころ満載です!
ケーブルテレビ(毎日放送・木曜日更新) TCN 055ch 午前9時～/午後5時～/午後9時～
地上デジタル放送(毎週土曜日放送) TCN 地上デジタル10ch(101ch) 午後1時30分～/午後5時～/午後9時～
YouTube 羽村市公式動画チャンネルで配信しています。
問合せ 広報広聴課広報係 ☎505